

別記第1号様式（第4条関係）
その3

不動産取得税 課税免除
不均一課税 申請書

新（増）設者		住 所（所在地）					
		氏 名（名 称）					
		個人番号 又法人番号		┆	┆	┆	┆
新（増）設に係る 事業場又は対象施設		所在地					
		名 称					
対象地区				事業又は対象 施設の種類			
課 税 免 除 等 対 象 不 動 産	建 物	所 在 地	家屋番号	用 途	延べ床面積	取得年月日	着工年月日
					m ²
					
	土 地	所 在 地 番	地 目	地 積	取得年月日	備 考	
				m ²	. .		
					. .		
新（増）設に係る設備（施設）又は対象施設の用に供する家屋若しくは構築物を構成する減価償却資産の取得価額の合計額					円		
新（増）設設備に係る増加雇用者数					人		
新（増）設に係る設備（施設）又は対象施設を事業の用に供した年月日					年 月 日		
特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則第3条の要件					1 該当します。 2 該当しません。		
<p>上記のとおり、課税免除の申請をします。</p> <p>不均一課税</p> <p>年 月 日</p> <p>住所（所在地） 申請者 氏名（名 称） ⑩</p> <p>北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長） 様</p>							

注1 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 設備（施設）又は対象施設の新設又は増設に係る事業の概要を示す書類
 - (2) 新設又は増設に係る設備（施設）又は対象施設について、事業の用に供した日、取得価額、耐用年数及び特別償却の有無を明らかにする書類（添付できない場合は、規則第4条第1号に定める期限までに提出してください。）
 - (3) 生産工程又は作業工程の概要を示す書類及び図面（対象地区が促進区域の場合は、必要ありません。）
 - (4) 新設し、又は増設した設備（施設）又は対象施設に係る生産額（増加生産額）を示す書類（製造の事業に限ります。）（規則第4条第1号に定める期限までに提出してください。）
 - (5) 定款（法人に限ります。）
 - (6) 事業場又は対象施設の位置図、事業場内又は対象施設内の配置図、建物の各階平面図及び設備配置図（対象地区が促進区域の場合は、設備配置図は必要ありません。）
 - (7) その他知事が必要と認める書類
- 2 対象地区が促進区域の場合は、対象施設について記載してください。
- 3 「特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則第3条の要件」欄は、申請者が次に掲げる要件を備えている場合は「1 該当します。」を、そうでない場合は「2 該当しません。」を○で囲んでください。
- (1) 当該事業に係る施設の設置又は変更について、次のいずれかに該当すること。
 - ア 北海道公害防止条例第25条、第27条、第40条若しくは第42条又は公害関係法令の規定による届出を要することとされていないこと。
 - イ 北海道公害防止条例第25条、第27条、第40条若しくは第42条又は公害関係法令の規定による届出を要することとされている場合は、当該届出をしており、かつ、当該届出に対し北海道公害防止条例第28条若しくは第43条若しくは公害関係法令の規定による計画変更命令、計画廃止命令若しくは計画変更勧告（以下「計画変更命令等」という。）を受けなかったこと又は計画変更命令等を受け、これに従ったこと。
 - (2) 道内に有する事業場について北海道公害防止条例第33条第1項、第36条第1項若しくは第48条第4項の規定による一時停止命令又は公害関係法令の規定でこれに相当するものによる命令を受けて、これに従わなかった事実のないこと。
- ※ 「公害関係法令」とは、次に掲げる法律をいいます。
- 工場立地法
 - 大気汚染防止法
 - 騒音規制法
 - 水質汚濁防止法
 - 悪臭防止法
 - 振動規制法
 - ダイオキシン類対策特別措置法
- 4 不要文字を消して使用してください。

別記第1号様式（第4条関係）

その4

道固定資産税 課税免除 申請書
不均一課税

新（増）設者	住 所（所在地）			
	氏 名（名 称）			
	個人番号 又は法人番号			
新（増）設に係る 事業場又は対象施設	所在地			
	名 称			
対象地区		事業又は対象 施設の種類		
課税免除 等対象 償却資産				
償却資産を取得し、又は製作した年月日		年	月	日
新（増）設に係る設備（施設）又は対象 施設の用に供する家屋若しくは構築物を 構成する減価償却資産の取得価額の合計 額		円		
新（増）設設備に係る増加雇用者数		人		
特定地域等における道税の課税の特例に 関する条例施行規則第3条の要件		1 該当します。 2 該当しません。		
<p>上記のとおり、課税免除 不均一課税 の申請をします。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所（所在地） 申請者 氏名（名 称）</p> <p style="text-align: right;">Ⓜ</p> <p>北海道知事 様</p>				

注1 設備（施設）又は対象施設を新設し、又は増設した日以後最初に課税免除又は不均一課税の申請をするときは、次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 設備（施設）又は対象施設の新設又は増設に係る事業の概要を示す書類
 - (2) 新設又は増設に係る設備（施設）又は対象施設について、事業の用に供した日、取得価額、耐用年数及び特別償却の有無を明らかにする書類（添付できない場合は、規則第4条第1号に定める期限までに提出してください。）
 - (3) 生産工程又は作業工程の概要を示す書類及び図面（対象地区が促進区域の場合は、必要ありません。）
 - (4) 新設し、又は増設した設備（施設）又は対象施設に係る生産額（増加生産額）を示す書類（製造の事業に限ります。）（規則第4条第1号に定める期限までに提出してください。）
 - (5) 定款（法人に限ります。）
 - (6) 事業場又は対象施設の位置図、事業場内又は対象施設内の配置図、建物の各階平面図及び設備配置図（対象地区が促進区域の場合は、設備配置図は必要ありません。）
 - (7) その他知事が必要と認める書類
- 2 対象地区が集積区域の場合は、促進施設について記載してください。

3 「特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則第3条の要件」欄は、申請者が次に掲げる要件を備えている場合は「1 該当します。」を、そうでない場合は「2 該当しません。」を○で囲んでください。

- (1) 当該事業に係る施設の設置又は変更について、次のいずれかに該当すること。
 - ア 北海道公害防止条例第25条、第27条、第40条若しくは第42条又は公害関係法令の規定による届出を要することとされていないこと。
 - イ 北海道公害防止条例第25条、第27条、第40条若しくは第42条又は公害関係法令の規定による届出を要することとされている場合は、当該届出をしており、かつ、当該届出に対し北海道公害防止条例第28条若しくは第43条若しくは公害関係法令の規定による計画変更命令、計画廃止命令若しくは計画変更勧告（以下「計画変更命令等」という。）を受けなかったこと又は計画変更命令等を受け、これに従ったこと。
- (2) 道内に有する事業場について北海道公害防止条例第33条第1項、第36条第1項若しくは第48条第4項の規定による一時停止命令又は公害関係法令の規定でこれに相当するものによる命令を受けて、これに従わなかった事実のないこと。

※ 「公害関係法令」とは、次に掲げる法律をいいます。

工場立地法

大気汚染防止法

騒音規制法

水質汚濁防止法

悪臭防止法

振動規制法

ダイオキシン類対策特別措置法


4 不要文字を消して使用してください。

不動産取得税 課税免除通知書 不均一課税

納 税 者		住 所 (所在地)			
		氏 名 (名 称)			
新 (増) 設に係る事業場又は対象施設		所在地			
		名 称			
区 分	年 度	納 税 通 知 書 番 号	当 初 税 額	課 税 免 除 税 額 不 均 一 課 税 に よ る 軽 減 税 額	差 引 納 付 税 額
家 屋			円	円	円
土 地					
<p>あなたから 年 月 日に申請のあった不動産取得税の 課税免除 不均一課税 について は、特定地域等における道税の課税の特例に関する条例第 条の規定に基づき、上記のとおり決定しましたので、通知します。(根拠法令ー)</p> <p>なお、特定地域等における道税の課税の特例に関する条例第5条各号のいずれかに該当する 事実が認められたときは、この 課税免除 不均一課税 を取り消すことがあります。</p> <p>年 月 日</p> <p>北海道 総合振興局長 (振興局長、札幌道税事務所長) 印</p> <p>様</p>					

- 注意 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に知事に審査請求をすることができます(審査請求をする場合は、審査請求書を当該審査請求に係る処分をした総合振興局長等を経由して提出してください)。
- 2 この処分について不服がある場合には、1の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。)を被告として、札幌地方裁判所(又はこの処分を行った総合振興局長等の所在地を管轄する地方裁判所)に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分については、1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません(地方税法第19条の12)が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 摘要 1 対象地区が促進区域の場合は、対象施設について記載すること。
- 2 不要文字を消して使用すること。

道固定資産税 課税免除、通知書
不均一課税

納 税 者	住 所 (所在地)		
	氏 名 (名 称)		
新 (増) 設に係る事業場又は対象施設	所在地		
	名 称		
年 度		納 税 通 知 書 番 号	
当 初 税 額	課 税 免 除 税 額 不均一課税による軽減税額	差 引 納 付 税 額	
円	円	円	
<p>あなたから 年 月 日に申請のあった道固定資産税の 課税免除 不均一課税 について は、特定地域等における道税の課税の特例に関する条例第 条の規定に基づき、上記のとおり決定しましたので、通知します。(根拠法令ー)</p> <p>なお、特定地域等における道税の課税の特例に関する条例第5条各号のいずれかに該当する事実が認められたときは、この 課税免除 不均一課税 を取り消すことがあります。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">北海道知事 </p> <p style="text-align: center;">様</p>			

- 注意 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に知事に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には、1の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分については、1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 摘要 1 対象地区が促進区域の場合は、対象施設について記載すること。
- 2 不要文字を消して使用すること。

